

## 担当事務の変更について

平素から税関行政に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
名古屋税関におきましては、本年 7 月 1 日付けで下記のとおり担当事務の変更を行うこととしておりますので、お知らせいたします。

### 《稻永出張所》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
<b>【廃止】</b>		<b>稻永出張所</b>	

#### 【管轄区域及び事務分担について】

- ・稻永出張所の管轄区域は、本関が引き継ぐことになります。
- ・稻永出張所の保税関係の事務は、監視部の事務分担に従って監視部が処理することになります。  
また、稻永出張所の通関関係の事務は、業務部の事務分担に従って業務部が処理することになります。

### 《業務部》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括審査官 (通関第 1 部門担当)	・輸出入通関 (1~27 類、94~97 類)	統括審査官 (通關第 1 部門担当)	・輸出入通關 (1~27 類)
統括審査官 (通關第 4 部門担当)	・輸出入通關 (84~93 類)	統括審査官 (通關第 4 部門担当)	・輸出入通關 (84~97 類)
<b>【廃止】</b>		<b>統括審査官 (特殊鑑定部門担当)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯則物件等の鑑定、計量機器の認定及び国産困難等の確認</li> <li>・製造たばこの特定販売業及び塩特定販売業の登録及び監督</li> </ul>
統括審査官 (特殊鑑定・減免還付部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯則物件等の鑑定、計量機器の認定及び国産困難等の確認</li> <li>・製造たばこの特定販売業及び塩特定販売業の登録及び監督</li> <li>・減免税制度に関する確認事務</li> </ul>	統括審査官 (減免還付部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免税制度に関する確認事務</li> </ul>

## 《西部出張所》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括審査官 (通関総括第 1 部門担当)	・輸出入総括事務	統括審査官 (通關總括第 1 部門担当)	・輸出入総括事務 ・審査基準
統括審査官 (通關總括第 3 部門担当)	・審査基準	【新設】	
統括審査官 (通關第 1 部門担当)	・輸出入通關 (1~27 類、94~97 類) ・通關業者以外の者が 行うマニュアル申告 ・窓口電子申告端末に よる申告	統括審査官 (通關第 1 部門担当)	・輸入通關 (1~38 類)
統括審査官 (通關第 2 部門担当)	・輸出入通關 (28~49 類)	統括審査官 (通關第 2 部門担当)	・輸入通關 (39~49 類、72~83 類)
統括審査官 (通關第 3 部門担当)	・輸出入通關 (50~83 類)	統括審査官 (通關第 3 部門担当)	・輸入通關 (50~71 類)
統括審査官 (通關第 4 部門担当)	・輸出入通關 (84~93 類)	統括審査官 (通關第 4 部門担当)	・輸入通關 (84~97 類) ・通關業者以外の者が 行うマニュアル申告 ・窓口電子申告端末に よる申告
【廃止】		統括審査官 (通關第 5 部門担当)	・輸出通關